

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

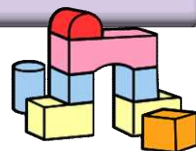
認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を利用される方はご確認ください。

No.6

1 無償化の対象者・利用料



【対象者・保育料】



- ◆ 無償化の対象となるには、お住いの市町村から【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。
※ [保育の必要性の認定] の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、お住いの市町村にお問い合わせください。
- ◆ 保育所・認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。
- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の園を利用している場合、その園の預かり保育提供時間が一定基準未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分も一部無償化の対象となります。
※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。



【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を遵守し、市から確認を受けている施設のみとなります。

2

保育の必要性の認定

◆ 以下の支給要件に該当する場合、市から保育の必要性の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	[満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した] 子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から[満3歳に達する日以後最初の3月31日まで] の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども



【保育を必要とする要件】

- 以下のいずれかの内容に該当する必要がある必要があります。
- ① 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）※月60時間以上
- ② 妊娠、出産 ※産前6週【多胎児出産14週】が属する月から産後8週が属する月まで
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ※90日以内
- ⑦ 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市長が認める場合



【無償化の対象となる手続き】

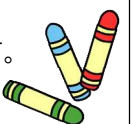
市に認定申請書を提出し、市から[新2号認定] または [新3号認定] を受ける必要があります。

3

幼稚園や認定こども園（1号）と認可外等を利用する場合

◆ 保護者が幼稚園や認定こども園（1号のみ）を利用し、併用して認可外保育施設等を利用する方のうち、園の預かり保育の提供がない、または預かり提供時間等が一定基準未満の場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

- ※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満
- ※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など
- ※無償化限度額は、[新2号] は預かり保育の月額上限11,300円まで、[新3号] は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。
- ※一定基準を満たす幼稚園等に通う方は、認可外保育施設等の利用部分は無償化の対象外です。



認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設にお支払い後、保護者から市に償還払いの申請を行っていただき、内容審査後、市から保護者に該当金額の償還払いを行います。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 子ども未来部 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）

No.6